

# 料金体系についての考え方

# 本市の水道料金体系の特徴



H26年度第3回水道審議会資料から抜粋

- 販売損失がある中、他事業体に比べ安価な料金設定
  - ・ 県内他市事業体と比べ、また、全国的にも安い料金である。
- 基本料金の在り方に課題がある。
  - ・ 料金収入に占める基本料金の割合が低く、収入が安定しない。
- 景気の影響を受けやすい料金体系
  - ・ 業務用料金では、少数の大口需要者により、給水収益の約7割が賄われている。
  - ・ 大口需要者である企業の大幅な水需要の減少、企業の撤退等が起きれば、水道事業経営は、大きな打撃を受ける。
- 逓増度が高く、負担の公平性に課題がある。
  - ・ 家事用の給水収益の半分以上は、給水戸数割合の少ない区分にあり、使用水量の多い世帯が賄っている状況であること。
  - ・ 使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型であるため、水道使用を抑制していること。

# 料金体系についての考え方 ①

## 原則

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に公平な費用の負担を求めるものでなければなりません。

また、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければなりません。

### 水道法第14条第2項

厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

### 地方公営企業法【第21条第2項】

前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。





## 料金体系についての考え方 ②

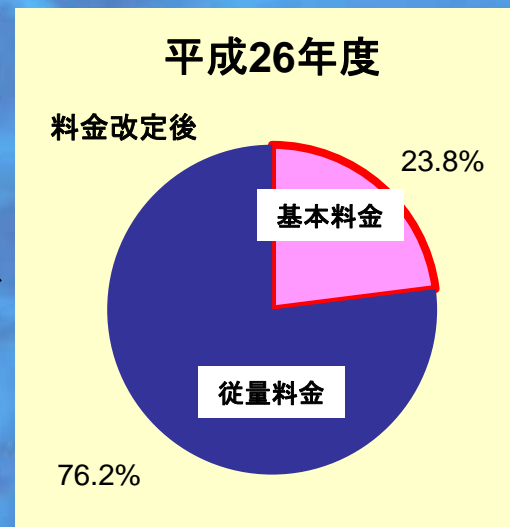
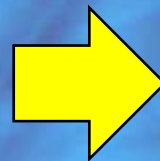
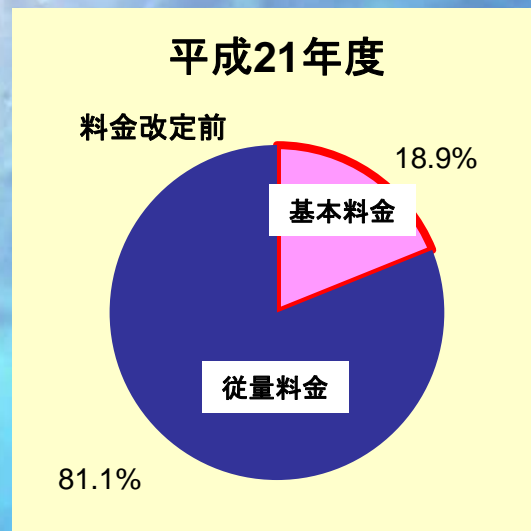
### 基本料金のあり方

施設維持管理費などの固定費は、使用水量の多少に関わらず発生する費用です。これを基本料金で回収することは、公平な負担に適っており、料金収入に占める基本料金の割合を高めていくことが、安定した収入を確保することにもつながります。

### 基本料金と従量料金

基本料金は、主に、浄水場や配水管の整備など水道施設を維持していくために必要な費用や、水道をまったく使用しない場合でも生じるメータ検針や料金収納などの必要経費の一部を賄うために、共通して負担いただく料金です。

従量料金は、使用水量の増減に応じてかかる経費を負担していただく料金です。



### 基本水量とは・・・

本市の基本料金には、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、全てのお客さまの最低限の生活用水を確保するため、基本料金で1か月8m<sup>3</sup>までご使用いただけるように基本水量を設けています。



## 料金体系についての考え方 ②

### 基本水量とは

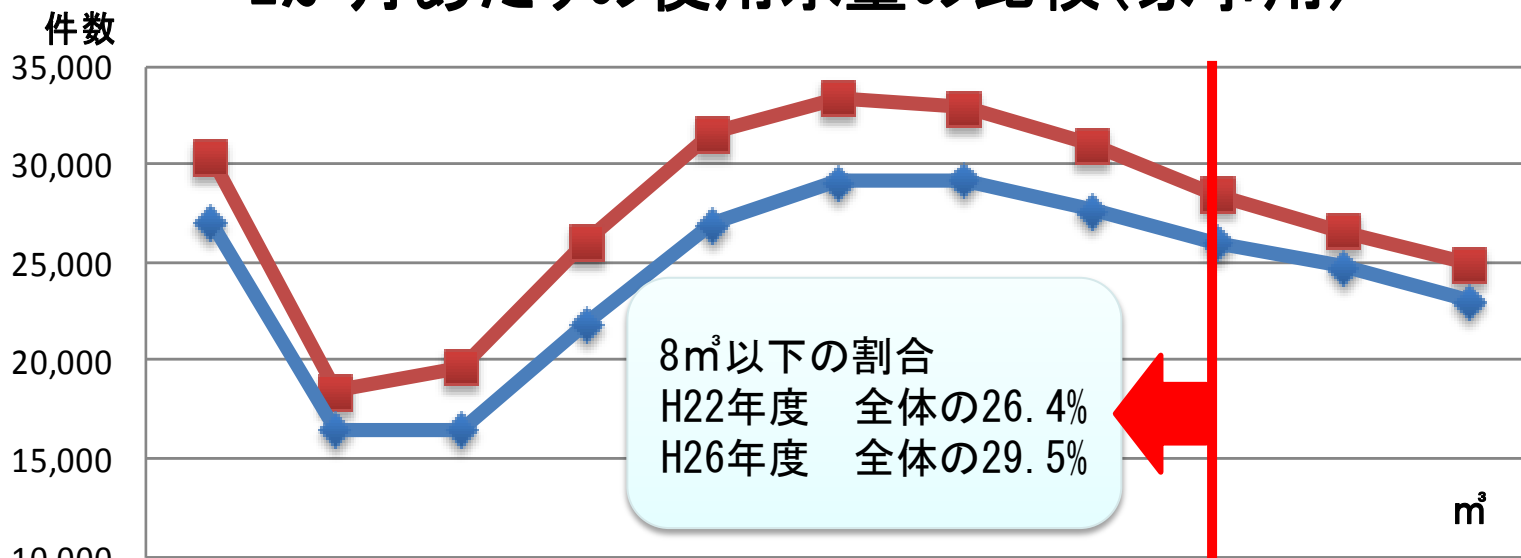
## 基本水量制

### 設定の考え方

- ア 公衆衛生上の観点から、一定量の水使用を促すことが目的として、設定された。
- イ 本市は、 $8\text{m}^3$ を基本水量とした。
- ウ 料金を低く抑え、低量使用者に配慮。

## 本市の実績

### H22とH26 1か月あたりの使用水量の比較(家事用)



	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
■ H26家事用	30,456	18,448	19,646	26,105	31,599	33,423	32,887	30,999	28,524	26,636	24,925
◆ H22家事用	27,081	16,475	16,496	21,916	27,003	29,138	29,234	27,720	26,014	24,834	23,084

5年前と状況に大きな変化は無し

# 料金体系についての考え方 ②



## 県内他事業体の基本水量の状況

	事業体等	基本水量	基本料金※参考 家事用
1	秦野市	8m <sup>3</sup>	520円
2	南足柄市	10m <sup>3</sup>	700円
3	小田原市	10m <sup>3</sup>	610円
4	座間市	8m <sup>3</sup>	760円
5	川崎市	8m <sup>3</sup>	530円
6	神奈川県企業庁	8m <sup>3</sup>	710円
7	横須賀市	10m <sup>3</sup>	890円
8	横浜市	8m <sup>3</sup>	790円
9	三浦市	10m <sup>3</sup>	1,070円

8m<sup>3</sup>または10m<sup>3</sup>のいずれかを採用

## 基本水量を変更することの影響

### 基本水量を減少する場合の問題点

- ・ 低水量利用者の急激な料金変動を防ぐため、基本料金も減少することが想定される。  
その結果、基本料金で回収できる金額が減少し、秦野市のあるべき姿としている、基本料金36.5%、従量料金63.5%と大きくかい離が生じることが予測される。（平成26年度実績：基本料金23.8%、従量料金76.2%）
- ・ 基本水量を減らす事により、水需要のさらなる減少につながる恐れがある。
- ・ 月8m<sup>3</sup>までの使用者にとっては、料金の2重の引き上げになりかねない。



### 本市の方向性

基本水量に関しては、8m<sup>3</sup>を維持し、基本料金そのものを見直すことにより、料金収入に占めるその割合を高める。



## 料金体系についての考え方 ③

### 業務用料金の負担緩和

秦野市の業務用料金は、家事用よりも逓増性が高く、また、料金設定も高いため、使用水量の割合以上の料金を負担する結果となっています。

家事用との負担の公平化を図り、社会環境や経済動向による使用水量の変動に、影響を受けにくい料金体系にするべきです。

## 料金体系についての考え方 ④

### 逓増性の緩和

節水を意図した逓増制料金体系は、これまで一定の役割を果たしてきましたが、今後、より負担の公平化を進めるためには、これを緩和する必要があります。

## 料金体系についての考え方 ⑤

### 公平な改定

負担が急増する改定、改定率や改定額にあまりにも大きな差のある改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼします。

急激な変化をもたらさない改定という視点を踏まえるのも、「公平な改定」であり、段階的な改定などの方法を取るべきです。